

保険外併用療養費(選定療養)

選定療養とは、2020年4月より厚生労働省が定める保険適応の治療と、保険適応外の治療を併せて受けることができる制度です。

当院は、選定療養の対象である多焦点眼内レンズの白内障手術を行う医療機関として届出をしています。多焦点眼内レンズの手術を選択した場合、追加費用としてレンズ価格を自費でお支払いいただくことになります。

詳しくは担当医師又は検査スタッフへご相談ください。